（様式第１号）

**債 権 譲 渡 承 諾 依 頼 書**

 　　年　　　月　　　日

　米　沢　市（発注者）　あて

 甲 譲渡人 住　所

 （受注者） 商号又は名称

|  |  |
| --- | --- |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　 代表者 | 実印 |

 乙 譲受人 住　所

 （組合等）　商号又は名称

|  |  |
| --- | --- |
|  代表者 | 実印 |

　受注者（以下「甲」という。）が「貴市と甲の間で締結された　　年　　月　　日付けの米沢市建設工事請負契約書」に基づき、貴市に対して有する下記の工事請負代金債権を、

　　　　　　（以下「乙」という。）に譲渡することにつき、米沢市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第７条第１項ただし書きに規定する承諾をいただきますよう御依頼申し上げます。

 乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

 なお、約款第47条に規定する契約不適合責任は、当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

記

１　工事名

２　工事場所

３　契約日 年　　月　　日

４　工期 年　　月　　日 ～　　　　年　　月　　日

５ (1)請負代金額 金 円（ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。）

 －(2)既受領額 金 円

 (3)債権譲渡額 金 円（　　　年　　　月　　　日現在見込額、ただし契約変更により

 増減が生じた場合はその金額による。）

**債 権 譲 渡 承 諾 書**

 年　　　月　　　日

（甲）　　　　　　　　　　　様

（乙）　　　　　　　　　　　様

　上記につき、工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、米沢市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第７条１項ただし書きの規定により承諾する。

　なお、本承諾によって約款第47条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

記

１　譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、工事が完成した場合においては、約款第34条第２項の検査に合格し引渡を受けた当該工事目的物に相応する請負代金額から既受領額及び工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、工事請負契約が解除された場合においては、約款第56条第１項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から既受領額及び工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

 なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書５(1)及び(3)の金額は変更後の金額とする。

２　甲及び乙は、債権譲渡契約を締結した場合は、速やかに連署にて発注者に債権譲渡通知書に債権譲渡契約証書の写しを添えて提出すること。

３　当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、それら以外の債権を担保するものではないこと。

４　甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し、又は質権を設定し、その他債権の帰属及び行使を害すべき行為を行わないこと。

５　保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないこと。

 米沢市（発注者） 　　　　 米沢市長　　　　　　　　　　　　　　 印

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 確定日付印欄 | 承諾番号 |  |
|  |  |

（様式第２号）

**債 権 譲 渡 契 約 証 書**

　（受注者）（以下「甲」という。）と（組合等）（以下「乙」という。）とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

**（譲渡債権）**

第１条　甲と米沢市（以下、丙という）との間で　　年　月　日に締結した工事請負契約（以下、単に本件工事請負契約という。）に基づき、甲が丙に対して、現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権（以下、譲渡債権という）を、　　年　月　日、丙の承諾を得て、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

　(1) 工事名

　(2) 工事場所

　(3) 契約日 　　年　月　日

　(4) 工期　 　　年　月　日から　　年　月　日まで

　(5) 請負代金額　　 金　　　　　　円

　(6) 既受領金額　　 金　　　　　　円

　(7) 債権譲渡額（(5)－(6)）金　　　　　　　円（　　年　月　日現在見込額）

　ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約約款第34条第2項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約約款第56条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

２　前項(5)及び(7)の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

３　前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

**（担保責任）**

第２条　甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するにあたって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

**（禁止事項）**

第３条　甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

**（被担保債権）**

第４条　債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて乙が甲に対して取得する債権（以下、乙の貸金債権という）を担保するため、並びに「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に基づき国土交通大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む会社（以下、保証事業会社という）が甲より委託を受け締結する公共工事金融保証契約（以下、金融保証契約という）に基づいて保証事業会社が、甲に対して有する求償債権（以下、保証事業会社の債権という）を担保するためになされるものであって、その他の債権を担保するものではない。

**（被担保債権の優劣）**

第５条　被担保債権の中に乙の貸金債権と保証事業会社の債権とがあるときには乙の貸金債権が優先し、保証事業会社は、乙の貸金債権の弁済に充当した残額（以下、残余金という）について、乙より支払を受けることができる。

**（譲渡債権の請求）**

第６条　譲渡債権の請求及び受領は乙がこれを行い、保証事業会社は丙に対して直接支払を求めることができない。

２　残余金の請求及び受領は、原則として、保証事業会社がこれを行い、甲は乙に対して直接支払を求めることができない。

**（弁済の充当等）**

第７条　乙が前条第１項により受領した金銭について、乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払は、以下のとおり行う。

２　甲が、丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、残余金を直ちに保証事業会社に支払う。

３　保証事業会社は、残余金から、保証事業会社の債権への弁済の充当を行った後、なお残額があるときは、甲にその残額を引渡すものとする。甲の要請を受け金融保証契約にかかる借入金（利息及び損害金を含む）をその弁済期到来の以前において金融機関に償還した後、なお残額があるときも同様とする。

４　甲が、金融保証契約にかかる借入金（利息及び損害金を含む）を金融機関に全部弁済　し、保証事業会社の債権が現に生じないことが確定した場合は、前条第２項にかかわらず、甲、乙及び保証事業会社で協議のうえ、乙は残余金を甲に支払うことができる。

５　第２項から第４項までに規定する弁済の充当等に要する費用は甲の負担とする。

６　乙は、甲に以下の事由が生じた場合は、丙から受領した金銭については、直ちに貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払を行う。この場合、保証事業会社に支払をするときは、乙は甲に対して事前に通知するものとする。

(1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場　　合

(2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(3) 本件工事請負契約が解除された場合

(4) その他甲が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

７　弁済期が到来していない債権があるとき、乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事　業会社への支払を行う限度において、甲は期限の利益を失う。

８　乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社へ支払をしたときは、乙は甲に通知　する。

**（協力義務）**

第８条　乙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は保証事業会社への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする。

**（受益の意思表示）**

第９条　保証事業会社は、乙に対して、本契約の各条項を承認したうえで、　　年　月　日までに、甲と連署した書面により、保証事業会社の債権を被担保債権とする第４条の担保権の権利の利益を享受する旨の意思表示をすることができる。

２　保証事業会社が前項の意思表示を行った場合、甲及び乙は、その権利を損なう行為を　することができない。

**（説明請求）**

第10条　保証事業会社は、乙に対して、譲渡債権及び被担保債権の概要の説明を求めることができる。

**（合意解除の禁止）**

第11条　甲と乙とは、保証事業会社が第９条に定める受益の意思表示をした後は、その同意がなければ本契約を解除することができない。

**（合意管轄）**

第12条　本契約に関して争いを生じたときには、乙又は保証事業会社の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

 この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印の上、各々一通を所持する。

　　　　　年　　　月　　　日

 甲 譲　渡　人 住　所

 　（受注者）　　商号又は名称

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  　 代表者 | 実印 |  |

 乙 譲　受　人 住　所

 　（組合等）　　商号又は名称

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  　 代表者 | 実印 |  |

（様式第３号）

**債 権 譲 渡 通 知 書**

 　　　　年　　　月　　　日

　米　　沢　　市（発注者）　あて

 譲　渡　人 住　所

 （受注者）　　　商号又は名称

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  代表者 | 実印 |  |

 譲　受　人 住　所

 （組合等）　　　商号又は名称

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  代表者 | 実印 |  |

　　　　　年　　月　　日付けで承諾いただきました、譲渡人が米沢市に対して有する下記工事請負代金債権について、　　　　　　　　　に譲渡しましたので、譲渡人、譲受人連署の上、通知します。

 下記工事請負代金について、今後は　　　　　　　　の下記口座にお振り込みください。 なお、譲渡人は譲受人に当該工事における下請負人への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、譲受人はこれを確認しました。

記

譲渡債権の表示

１　工事名

２ 工事場所

３ 契約日 年　　月　　日

４ 工期 年　　月　　日 ～　　　　年　　月　　日

５ (1)請負代金額 金 円（ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。）

 －(2)既受領額 金 円

 　　 (3)債権譲渡額 金 円（　　　年　　　月　　　日現在見込額、ただし契約変更により

 　　増減が生じた場合はその金額による。）

振込口座

 金融機関名 本（支）店名

 預金の種別 口座番号

 (フリガナ)

 口座名義人

（様式第４号）

＜約款第13条関係＞

**工　事　履　行　報　告　書**

|  |  |
| --- | --- |
|  工　事　名 |  |
|  工　　　期 |  　　　　　　年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日 |
|  日　　　付 | 　　 　　　　年　　月　　日（　　月分） |
|  月　　　　別 |  予定工程　　％（　）は工程変更後 |  実施工程　　％ |  　 備　　　考 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  （記事欄） |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 監督職員 |  | 主任(監理)技術者 |  |
|  |  |

（様式第５号）

**支払状況・支払計画書**

（組　合　等）　　　　　　　　　　　　　様

　発　注　者　　米沢市

 工事名 （受　注　者）

 住　所

 請負代金額

 商号又は名称

 代表者 　 印

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  工事代金支払項目 |  全所要数量 |  支　払　済 |  支 払 予 定 |  　 支　払　先 |
|  下請工種又は資材名 |  全所要金額 | 月日 | 金額(千円) | 月旬 | 金額(千円) |
|  １下請代金 |  ２資材代金 |  |  |  |  |  |  名称 |
|  |  |  |  |  |  所在地 |
|  　 千円 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  電話 |
| １下請代金 | ２資材代金 |  |  |  |  |  |  名称 |
|  |  |  |  |  |  所在地 |
|  　 千円 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  電話 |
| １下請代金 | ２資材代金 |  |  |  |  |  |  名称 |
|  |  |  |  |  |  所在地 |
|  　 千円 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  電話 |
| １下請代金 | ２資材代金 |  |  |  |  |  |  名称 |
|  |  |  |  |  |  所在地 |
|  　 千円 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  電話 |
| １下請代金 | ２資材代金 |  |  |  |  |  |  名称 |
|  |  |  |  |  |  所在地 |
|  　 千円 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  電話 |
|  　　合計又は次葉繰越高 |  |  |

※１　下請代金支払項目欄は、該当する番号に○をつけること。

 ２　支払予定欄の月旬は、次の区分により記入すること。(上旬：1～10日　中旬：11～20日　下旬：21～月末)

（様式第６号）

 　　  **債　権　譲　渡　整　理　簿**

 担当課名

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  承諾 番号 |  申　請 年月日 |  承　認 年月日 |  工　　事　　名 | 受　注　者 |  請 負 額 （千円） |  債 権 譲 渡 先 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（様式第７号）

 　　  **工 事 請 負 代 金 請 求 書**

 　　　　　　　　　　　　　　　　　 年　　　月　　　日

　米　沢　市（発注者） あて

 （債権譲受人）住　所

商号又は名称

|  |  |
| --- | --- |
|  　　 代表者 | 実印 |

　　　　　年　　月　　日付け債権譲渡承諾書に係る工事請負代金債権について、下記のとおり請求します。

記

１　請求金額

 金　　　　　　　　　　　　　円

 ただし、　　　　　工事の代金

　（内訳）

 (1)請負代金額 ￥

 (2)前払金受領済額 ￥

 (3)履行遅滞の場合における損害金等 　　 ￥

 (4)今回請求金額　　　　　　　　　 　　 ￥

２　承諾番号

３　支払口座等

 (1)振込希望金融機関名 銀行　　　　　　　本（支）店

 (2)預金の種別、口座番号

 (3)口座名義

 （フリガナ）

 ××××

 (4)請求者の連絡先

 住　 所

 電　 話

 ファックス